

検討項目④まとめⅣ-2

中間取りまとめ(案)第5の内7から10の修正内容(追加)※頁及び行は、前回配布した修正内容の反映版の数字です。

No.	修正箇所		前回での修正結果	再修正・追記意見	反映結果(案)(反映させない場合はその理由)	備考
	頁	行				
1			記載全般 市民参画	市民参加	原文のとおり「市民参画」とします。 検討項目④まとめⅡ-2でも記載しておりますとおり、意思をもって参加することを市民参画と定義するのとあります。また、このことをより明確に表現するため、市民参画の定義を以下のとおり修正しています。 市民参画 市の政策の立案、実施、評価及び改善の各過程(Plan→Do→Check→Actionサイクル、以下、政策形成過程)に、市民が自らの意思で主体的に参加していくことをいう。	
2	13	12	※総合計画:将来、私たちの白河市をどのような「まち」にしていくのか、そのためにどんな事をしていくのかを総合的・体系的にまとめた市の全ての計画の基本となるものです。市のまちづくりの進むべき方向と目標を明らかにし、その実現に向けて、市民と行政がそれぞれの役割に応じて、市のまちづくりを進めていくための指針となるものです。	※総合計画:将来、私たちの白河市をどのような「まち」にしていくのか、そのためにどんな事をしていくのかを総合的・体系的にまとめた市の全ての計画の基本となるものです。市のまちづくりの進むべき方向と目標を明らかにし、その実現に向けて、市民や市等まちづくりに関わる各主体がそれぞれの役割に応じて、市のまちづくりを進めていくための指針となるものです。	修正案のとおり修正します。	
3	13	23	7 市政運営 (2)健全な財政運営 市は、公正で効率的な行財政運営を行うため、監査体制の充実に努めます。	7 市政運営 (3)監査 市は、公正で効率的な行財政運営を行うため、監査体制の充実に努めます。 監査を特出しして、1項目とする。	修正案のとおり修正します。	
4	13	23	市は、公正で効率的な行財政運営を行うため、監査体制の充実に努めます。	市は、公正で効率的な財政運営を行うため、外部機関による監査体制の充実に努めます。	原文のとおりとします。 ※監査は、財政運営だけでなく、市の事務の執行が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかどうかを主眼として実施する「行政監査」というものがあるとおり、行政運営についても対象としています。 ※監査は、市の執行機関である監査委員が行うものと、契約により外部機関が行うものの双方があることから、原文の表現としたいと考えます。	
5	16	1	10 条例の推進及び検証 (1)条例の推進及び検証 この条例が、まちづくりの基本的なルールとして機能し続けるよう、市は、市民参画の下で本条例の推進や社会情勢等を踏まえた検証を行う機関を設置します。当該機関は、検証の結果見直しが必要とされた場合には、条例の改正案を作成し、市長へ提出するものとします。	条例の検証・見直しは、常設の機関を設置しなくとも、議会に委ねればよいのではないかと。	※行政の側で条例の推進や検証を行う際に、その実施機関に市民の皆さんにも参加していただくことは、意味のあることだと考えます。また、検証の結果、見直しが必要と判断された場合には、当該機関において改正案を作成し、市長へ提出することとなりますが、市長は、それを元に最終的な調整を行った上で、議会に提案し、議決を得る	